

総社市告示第110号

総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付事業実施要綱を次のとおり定める。

令和2年9月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来子どもを産み育てることを望む若年がん患者に対し、妊孕性温存治療に要する費用を助成することにより、がん患者が将来に希望を持ってがん治療に取り組めるよう支援するため、総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金（以下「助成金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊孕性温存治療 がん治療により生殖機能が低下する若しくは失われる可能性がある患者から、精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し、凍結保存するまでの一連の医療行為又は卵子を採取し、受精させ、受精卵若しくは胚を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。
- (2) ガイドライン 一般社団法人日本癌治療学会が作成した、小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドラインをいう。
- (3) 妊孕性温存治療開始日 精子、卵子又は卵巣組織の採取に係る治療を開始した日をいう。
- (4) 妊孕性温存治療終了日 精子、卵子、卵巣組織、受精卵又は胚の凍結保存を行った日（医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合は、当該治療を中止した日）をいう。

(給付対象者)

第3条 助成金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) がんと診断された日から妊孕性温存治療終了日までの間、本市に住所を有していること。
- (2) ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失われる可能性があるとして医師に診断された者であること。
- (3) 妊孕性温存治療開始日における年齢が40歳未満の者であること。
- (4) 別表に掲げる医療機関において妊孕性温存治療を受けた者であること。
- (5) 助成を受けようとする妊孕性温存治療において、総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第34号）による助成を受けていないこと。
- (6) 助成を受けようとする妊孕性温存治療において、他の地方公共団体からの助成等を受けていないこと。

(給付対象費用)

第4条 給付の対象となる費用（以下「給付対象費用」という。）は、妊孕性温存治療に要する費用であって、医療保険適用外のものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入院費、食事代等治療に直接関係のない費用は、給付対象費用としない。
- 3 第1項に規定する妊孕性温存治療に要する費用には、患者の状態により医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合は、それまでに要した費用を含めることができる。

(助成金の給付額等)

第5条 助成金の給付額は、前条に規定する給付対象費用の10分の10以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる妊孕性温存治療における凍結の区分ごとに定める額を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 精子の採取凍結 5万円
- (2) 手術を伴う精子の採取凍結 25万円
- (3) 卵子若しくは卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取及び受精卵若しくは胚の凍結 40万円

2 助成金の給付は、給付対象者1人につき1回限りとする。

(給付申請)

第6条 助成金の給付を受けようとする給付対象者（当該給付対象者が未婚の未成年である場合は、そ

の法定代理人。以下「申請者」という。)は、妊孕性温存治療終了日から6月を経過する日までに、総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付申請に係る証明書
 - (2) 給付対象費用の支出を証する領収書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の給付の可否を決定の上、総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付(不給付)決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の給付)

第8条 助成金は、申請者が指定した金融機関へ口座振替の方法により給付する。

(給付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の給付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により助成金の給付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の給付決定を取り消したときは、その取消しに係る全部又は一部について、既に給付した助成金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行し、同日以後に開始した妊孕性温存治療について適用する。

別表 (第3条関係)

妊孕性温存治療の内容	医療機関
精子の採取凍結又は手術を伴う精子の採取凍結	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関
卵子若しくは卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取及び受精卵若しくは胚の凍結	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関